

福 指 号 外
令和 6 年 2 月 22 日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

令和 6 年度地域密着型サービスの外部評価実施回数緩和
の適用の取り扱いについて（通知）

日頃より、地域密着型サービス外部評価制度に御理解と御協力をいただき
お礼申し上げます。

令和 6 年度の地域密着型サービス外部評価の実施回数緩和について、本県
では下記のとおり取り扱いとしますので、お知らせいたします。

記

1 外部評価実施回数緩和の要件について

運営推進会議に関する従来の要件を一部変更して申請を受け付けます。

- (1) 運営推進会議は令和 5 年度に 6 回以上開催していることが必要です。
文書による開催・報告等柔軟な取扱い（新型コロナウイルス感染症に係
る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3
報）の問 8）により開催した場合は、開催回数に含めますが、市町や地
域包括支援センターへ文書による報告又は情報提供無く延期、中止した
場合は開催回数に含めないものとします。

なお、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴い、運
営推進会議の開催に係る臨時的な取扱いは令和 5 年 5 月 7 日をもって
終了されました。

- (2) 柔軟な取扱いにより運営推進会議を開催した場合、外部からの定
期的な評価が適切に受けられているか、開催時期は適切であるかを市町
協議時に確認します。

- (3) その他要件については、別添運用通知を御確認ください。

2 令和5年度の外部評価実施について

令和5年度外部評価は、やむを得ない場合を除き年度内に完了させていただきます。

3 その他

令和6年度地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請は、令和6年4月に申請を受け付ける予定です。詳細については別途お知らせします。

担当 介護指導第2班

電話 054-221-2531